# にじが丘ボランティア「愛虹会」 第 16 回 定 期 総 会 議 案



令和4年12月15日(木)防犯パトロール終了後



令和5年6月24日(土)ホーランティア活動第81弾作業終了後

令和5年8月27日(日曜日)午後5時~ 会場 にじが丘公民館







# 「総会次第」

- 1. 開会のことば
- 2. 会長あいさつ
- 3. 来賓あいさつ
- 4. 報告および議事
  - (1)令和4年度活動報告
  - (2)令和4年度会計報告
  - (3)会計監查報告
  - (4)令和5年度活動計画(案)
  - (5)令和5年度予算(案)
  - (6)役員の承認
- 5. 閉会のことば





## (1) 令和4年度活動報告(令和4年8月~令和5年7月)

前回総会 第15回にじが丘ボランティア「愛虹会」総会議案配布(R4.8.27)

幹事会:12回開催 \*前年度:6回開催

第155回(R4.8.6)~第165回(R5.7.8)まで

「愛虹会」ニユース発行:12号発行 \*前年度9号発行

第163号(R4.8.8)~第174号(R5.7.10)まで

<u>防犯パトロール:21回活動(延べ141名)</u> \*前年度:8回活動(延べ36名)

第225回(R4.8.6)~第245回(R5.8.5)まで

### ボランティア活動:6回実施(延べ110名) \*前年度:5回実施(延べ82名)

第76弾(R4.8.27) にじが丘2丁目プリモタウン斜面の草刈 (24名)

第77弾(R4.10.1) にじが丘1丁目髪ひこうき前斜面の草刈 (16名)

第78弾(R4.10.29) にじが丘2丁目160階段及び周辺の清掃 (21名)

第79弾(R4.11.26) にじが丘1丁目南北幹線歩道の草取り (14名)

第80弾(R5. 5. 27) にじが丘1丁目髪ひこうき前斜面の草刈 (15名)

第81弾(R5. 6. 24) にじが丘2丁目160階段及び周辺の清掃 (20名)

#### 親睦会(未開催)

※新型コロナウイルスの影響で未開催(令和2年度から開催なし)

## にじが丘夏祭りイベント参加 (開催日:R5.7.17) \*前年度:未実施

R5.7. 8(土) 灯篭の事前準備(15名)

R5. 7. 17(土) 灯篭の設置、点灯、片付け**備**(15名)

## 愛虹会有志によるにじが丘西公園の草刈り(R4.9.16)(6名)

## (2)令和4年度 にじが丘「愛虹会」会計報告

## (令和4年9月1日~令和5年8月31日

月	B	摘要	収入金額	支出金額	差引残髙
		繰越残高			68,260
6	23	飲料水		1,641	
6	25	飲料水		1,355	-
8	1	インクジェット		1,603	
8	17	飲料水		1,641	
8	24	混合燃料		2,637	
8	27	飲料水		1,329	
9	8	草刈機備品		6,644	
9	15	飲料水		755	
10	1	飲料水		752	
10	24	用紙		671	
10	26	混合燃料		1,480	
10	28	飲料水		566	
10	26	飲料水		1,069	
11	12	リサイクルインク		2,402	
11	25	ナフコブルーシート		996	
11	26	草刈用軽快チップソー		1,647	
4	27	リサイクルインク		2,402	
6	6	大分市ボランティア連協		1,000	
6	18	自治会より	50,000		
5	26	混合燃料		3,886	
5	27	飲料水		1,269	
6	23	飲料水		1,825	
6	24	飲料水		1,473	
7	28	福)大分県社会福祉	7,500		
計		57,500	39,043	86,717	

#### (3) 監 査 報 告 書

令和5年8月27日

にじが丘ボランティア「愛虹会」 会長 植木 啓至 殿



私たち監事は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの事業年度の「愛虹会」会計報告の監査を おこないましたので、その結果について以下の通りご報告いたします。

監査実施日 令和5年8月19日(土)16;30から
実施場所 にじが丘公民館

#### 2, 監査結果

令和4年度、にじが丘ボランティア「愛虹会」の会計について関係証拠書類、その他諸帳簿により 審査照合を行いその執行状況について監査の結果適正と認められましたのでご報告いたします。

#### (4) 令和5年度年度活動計画

本年度もにじが丘「愛虹会」の目的に沿って以下の活動を重点に取組みを進めます。 具体的な活動内容については、幹事会にて協議し会員に周知徹底を図ることとします。 「活動の重点」

- 1. 防犯活動:月2回のパトロールの実施(第1土曜日と第3木曜日) 活動時間(夏期・冬期)に変更します。
  - ※ 夏期(4月~9月)については、開始時間午後20;00より⇒1時間程度
  - ※ 冬期(10月~3月)については、開始時間午後19;00より⇒1時間程度
- 2. 防犯、减災活動(随時)
- 3, 町内美化活動:年4回を基準として、町内に通じる通学路、生活道路及び周辺地域の清掃、整備
- 4. その他自治会活動の側面的支援「組織的活動」
- 1.「愛虹会」ニュースの定期的な発行に努めます。
- 2. 幹事会の月1回の開催に努めます。
- 3. 会員の拡大に努めます。

#### (5) 令和 5 年度予算(案)

#### 収入の部

科目	前年度決算額	予算額	備考
前年度繰越金	68,260	86,717	
通帳利息	0	0	
自治会	50,000	50,000	
大分市社会福祉	7,500	7,500	
	125,760	144,217	

#### 支出の部

科目	前年度決算額	予算額	備考
負担金	1,000	1,000	
事務費	671	2,000	
飲料水	13,675	15,000	
燃料費	8,003	10,000	
インク代	6,407	8,000	
工具器具備品	9,287	15,000	
次期繰越金	86,717	93,217	
	125,760	144,217	

# (6)令和5年度にじが丘ボランティア愛虹会役員

	役 職	氏 名	住 所
1	会 長	植木 啓至	にじが丘 2丁目14-4
2	副会長	江崎 忠男	″ 2丁目7-6
3	"	二宮 孝伸	" 2丁目3-3
4	事務局長	岡﨑 幸一	″ 2丁目11-6
5	会 計	久保 雅信	″ 2丁目19-1
6	幹事	異 章	″ 3丁目4-8
7	"	田部 正幸	" 2丁目11-11
8	監事	柳瀬 泰雄	″ 3丁目2一3
9	"	原口 二郎	// 1丁目4一3
10	顧問	柳瀬 特志	″ 3丁目2-2
11	"	小田 德美	″ 2丁目10-9
12	"	越智 勲	″ 1丁目9一3

## にじが丘ボランティア愛虹会名簿

	役 職	氏 名		住所
_1	会 長	植木 啓至	大分市にじが丘	2丁目14-4
2	副会長	江崎 忠男	"	2丁目7一6
3	"	二宮 孝伸	"	2丁目3-3
4	事務局長	岡崎 幸一	"	2丁目11-6
5	会 計	久保 雅信	"	2丁目19-1
6	幹 事	異章	"	3丁目4-8
7	"	田部 正幸	"	2丁目11-11
8	監事	柳瀬 泰雄	"	3丁目2-3
9	"	原口 二郎	"	1丁目4-3
10	顧問	柳瀬 特志	"	3丁目2-2
11	"	小田 徳美	"	2丁目10-9
12		越智 勲	"	1丁目9-3
13	会 員	橋本 俊介	"	1丁目3-2
14		久保 性輝	"	1丁目5-13
15	"	藤林 峰喜	,,,	1丁目6-6
16	"	藤﨑 精弥	"	1丁目9-6
17	"	太田 章蔵	"	1丁目21-11
18	"	小嶋 秀行	"	2丁目3-7
19	"	齋藤 光春		2丁目3-12
20		藤本 京子		2丁目5-3
21		岡本 博		2丁目12-4
22		安東 徹	"	2丁目13-4
23		阿部 浩士	"	2丁目13-5
24		髙木 周策	"	2丁目14-5
25		首藤 博己	"	2丁目15-9
26		前田 智久	"	2丁目18-7
27	"	幸重 邦政		2丁目20-4
28		荻本修一郎	"	2丁目21-12
29		伊藤 豊		2丁目22-5
30	"	藤川三津朗	"	2丁目22-6
31	"	其田 満男		2丁目24-6
32		橋 恵三	"	3丁目JGM103
33	"	濱本 秀子	"	3丁目7ネックス502
34		園田 眞一	"	3丁目2組
35	"	南 治		3丁目4-5
36	"	菅田 辰也	"	3丁目8-9
37	"	吉田 忠智	"	3丁目9-2
38	"	衛藤 延洋	"	3丁目11-4

<sup>\*</sup> 個人情報保護のためボランティア活動以外の使用を禁止します。

### にじが丘ボランティア愛虹会 規約

#### 第1条(名称)

本会は、にじが丘ボランティア愛虹会と称し、事務局をにじが丘公民館内に置く。

#### 第2条(目的及び活動)

本会はにじが丘住民の安全・安心で快適な生活を確保するため、以下の活動及び事業をボランティアで支援することを主たる目的とする。

- ①防犯活動
- ②防災·減災活動
- ③町内美化活動
- ④その他自治会活動の側面的支援
- 2 活動及び、事業の実施に際しては、会員の自発的意思によるボランティアを旨とする。 第3条(会員資格及び入会日)

本会の会員は、第2条に定める活動に賛同するにじが丘に居住する個人とする。

2 入会は随時とし、入会基準日は、入会の日が属する月からとする。

#### 第4条(会費)

徴収しない。活動費はそのつど幹事会にて協議する。

#### 第5条(役員)

本会に次の役員を置く。尚、役員は総会において会員の中から選任する。

会 長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

会 計 1名

幹 事 若干名

監事 2名

#### 第6条(役員の職務)

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が欠けた時、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会の円滑な運営のための事務を執る。
- 4 会計は本会の経費の管理を執る。
- 5 幹事は、事務局長を補佐し、会の運営にあたる。
- 6 監事は、本会の会計及び会の事業活動状況を監査し、年次総会に報告する。

#### 第7条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

#### 第8条(機関)

会を円滑に運営するため、次の機関を置く。

- ①総会
- ②幹事会
- 2 総会は、会長が必要に応じ召集し、一年間の活動と向こう一年間の活動に付いて協議する。なお、総会は、会員の五分の一以上の請求があった時に開かねばならない。
- 3 幹事会は、事務局長が必要に応じ召集し、会長・副会長・事務局長・会計・幹事を持って構成する。なお、事務局長がこれを統括する。
- 4 幹事会は、会員の総意に基づく事業等の実施をリードする。

#### 第9条 (機関の定足数)

機関会議は構成員の二分の一以上の出席で成立する。

第10条 (機関会議の議決)

機関会議の出席者の過半数で議決する。

第11条(会計収入)

本会の会計収入は次による。

- ①寄付金
- ②その他の収入
- 第12条 (経費の管理)

本会の会計は会計担当が管理する。

なお、会計担当は、経費の出納を総会に報告し承認を得る。

第13条 (脱会)

脱会は、個人の意思とする。

第14条(附則)

本規約は、平成20年 9月 1日より運用する。

2 規約の改廃は、総会において行なう。

(改正) H26.9.1付けで規約の一部を改正する。